

## 【表紙】

|            |                                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書の訂正報告書                                                         |
| 【根拠条文】     | 金融商品取引法第24条の2第1項                                                      |
| 【提出先】      | 関東財務局長                                                                |
| 【提出日】      | 平成20年3月18日                                                            |
| 【事業年度】     | 第57期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）                                        |
| 【会社名】      | 全日本空輸株式会社                                                             |
| 【英訳名】      | ALL NIPPON AIRWAYS CO., LTD.                                          |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 山元 峯生                                                         |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区東新橋一丁目5番2号                                                       |
| 【電話番号】     | 03（6735）1001                                                          |
| 【事務連絡者氏名】  | 総務部長 久松 完                                                             |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区東新橋一丁目5番2号                                                       |
| 【電話番号】     | 03（6735）1001                                                          |
| 【事務連絡者氏名】  | 総務部長 久松 完                                                             |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号）<br>株式会社大阪証券取引所<br>（大阪市中央区北浜一丁目8番16号） |

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第57期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

## 第4【提出会社の状況】

### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

1. 省略

2. コーポレート・ガバナンスに関する施策実施状況

(1) ～(7) 省略

3. 省略

（訂正後）

1. 省略

2. コーポレート・ガバナンスに関する施策実施状況

(1) ～(7) 省略

(8) 自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議による自己株式の取得を可能とする旨を定款に定めている。これは機動的な資本政策を遂行することを目的とするものである。

(9) 取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めている。これは、職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できることを目的とするものである。

3. 省略